

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	令和 5 年 9 月 7 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 9 時 4 6 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7 人)	安藤 玄一 萩原 鉄也 岸 圭介
	山田 昌紀 川添 康大 小沼 富夫
	大山 学
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	1 人
8 事 務 局	参事 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第7号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【安藤玄一議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第7号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【小沼富夫議員】 それでは、「陳情第7号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

日本共産党の令和3年度の収支報告書を読ませていただくと、収入総額は216億円であります。そのうちの約8割に当たる169億円が機関紙の発行事業、新聞や雑誌で占められております。この費目の多くは赤旗とされておりますけれども、人によっては情報収集の目的で、人によってはお付き合いで取っている赤旗は共産党の大きな収入源となっているのでございます。

赤旗などの政党機関紙の件については、本市特有の問題ではありません。どこの役所でもありがちな話でございます。だから、本市の姿勢を問うたり、責めることはいたしません。ただ、これを問題視すること自体がタブーとなっていないと考えています。

私は、庁舎管理規則の趣旨に照らしても、庁舎内で政党機関紙の勧誘・配布・集金をする行為は一律に規制するのが筋だと考えております。

伊勢原市庁舎管理規則第11条1項の物品の販売・宣伝・勧誘・寄附の募集その他これらに準ずる行為をすること、これらの行為をする者は庁舎使用許可申請書を市長に提出し、許可を受けなければならないとなっております。いずれにしても、庁舎管理規則に違反している疑いがある不正常な状態を一刻も早く改善することが何よりも肝要でございます。よって、陳情第7号は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 私からも陳情第7号について、意見を述べさせていただきます。

陳情の内容を見ると、特定の政党を攻撃しているように見えます。こういった場合、本来であれば机上配付にとどめ、審査しないという選択肢があったと考えます。付託されたからには、本市の場合、審査せざるを得ません。安藤委員長に

おかれましては、陳情の処理基準等の扱いについて、早急に議会運営委員会へ申し入れいただくことを要望しておきます。

陳情の要旨であります。近年、全国市区町村の庁舎内において、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、全国の自治体において、職員から心理的圧力を感じたという実情が報じられています。伊勢原市においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールをいま一度明確化するとともに、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、購読を希望する職員は自宅を配達先にするなど、住民の不安の解消を望んでいるものであります。

この陳情が出されて、何人かの市職員に聞いたところ、数年前までは、出世すると政党機関紙を取らなければならない雰囲気だったのは事実だが、最近ではその風潮も薄れてきて、嫌なら個人の判断で断ってもよいと上司から助言があったとのこと。今は特に圧力は感じないとの回答がございました。

政党機関紙の購読につきましては、個人の自由であり、制限されるべきものではありません。とはいえ、市庁舎内において公務の適性かつ円滑な執行を確保するため、政治的な中立性を疑われる行為は厳に慎み、住民からの誤解を招きかねない行動には細心の注意を払って、その秩序を維持しなければならないと私は考えます。このことから、陳情第7号については採択すべきものであると考えます。

以上でございます。

○委員【岸圭介議員】 私からも、陳情第7号についての意見を述べさせていただきます。

政党機関紙の強制購読疑いは、随分前から何度も問題になっているようです。2011年、葉山市議会の議事録などを検索することができましたし、いただいた資料には、2003年のアンケートがありました。しかし、伊勢原市議会への陳情は、過去に郵送陳情だったため、審査しなかったことが一度あったようですが、今回初めてということです。

インターネットで検索すると、この問題は、統一教会機関紙とも言える世界日報が一番積極的に記事にしている、自民・公明党対共産党という国政政党の争いに見えます。確かに問題がある自治体もあるようです。しかし、伊勢原市でも同様な事例が起こっているのに違いないという思い込みで出された陳情を採択していいとは思えません。

陳情項目1の庁舎内の管理規則が守られていないなら、守るように指導してくださいという文や、陳情項目3の本当はないのかどうかを調査してくださいという文は、あるに違いないという推測によって書かれています。

他の自治体で問題があったので、伊勢原市でも調査を求めるといっただけなら賛成しますが、それにとどまらず、伊勢原市にも同様の問題があるに違いないという推測で対策まで求める陳情に賛成することは、伊勢原市にも問題があると議会が判断したかのようにとられかねません。議員が職員に対して機関紙購読を求めることは、パワハラになりかねないので慎んだほうがいいとは思いますが、この

陳情に賛成することは、伊勢原市にパワハラがあると議会が認めたことになりかねません。

また、陳情項目2で、政党機関紙を職場で読むと政治的中立性を疑われるという意見が述べられていますが、政治的中立というのは、特定の立場、意見を排除することではなく、できるだけ多様な意見を取り入れることで実現します。偏った立場、意見は、施策の参考にするべきではないというのは、思想、信条の自由を制限することになりかねないですし、現在の執行側の立場、意見だけを正しいとすることになりかねません。

さらに、この陳情は、議会に対する陳情としてふさわしいとは思いません。庁舎内のルールに対し議会が進言すること、市の職員に市政に直接関係のないアンケートをすることが議会の役割だとは思いません。

以上の理由から、この陳情は不採択にするべきだと思います。

○委員【川添康大議員】 それでは、「陳情第7号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の陳情については、そもそも特定の政党の政治活動について審議すること、これ自体が陳情としてなじまないと考えます。その上で、全く事実無根で根拠がなく、正当性のない内容をもって、私たち日本共産党、しんぶん赤旗の政治活動に制限を加えようとする陳情について、議会としての見識が問われると同時に、陳情項目について反対の意見を述べさせていただきます。

まず1点目に、庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、住民の大切な個人情報と預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにしてくださいということについて、そもそも庁舎管理規則は、市民一般を対象に定められたものであり、議員の活動まで規制の対象とはしていません。どの政党の機関紙であろうと、政党がその機関紙を広範な市民、国民に勧めることは、憲法が保障する正当な政治活動です。政党に所属する議員や党員が、自治体の幹部職員や一般職員に政党機関紙の購読を働きかけ、配達・集金する活動は、憲法で保障された政治活動であり、購読する職員にとっては個人の思想、信条の自由、内心の自由の問題です。これに制限を設けることは許されません。

また、自治体職員は様々な政党がどのような考えや政策などを持っているか把握するために、政党機関紙を購読することは何ら批判されるようなことでもありません。もちろん議員も庁舎の適切な管理のために、管理規則の趣旨を踏まえることは当然であり、伊勢原市において、庁舎内における政党機関紙に関する活動については、個人情報の保護など配慮をもって行われており、規則に抵触するような問題は生じていません。

2つ目に、政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するため、自主的に読みたい方は自宅を配送先とする旨を職員に通達するなど指導を徹底してくださいという

点についてですが、一般に新聞の報道は業務に関わって必要になることもあり得ます。その場合、勤務時間中に読むことが業務の一環となります。行政の中立性というのは、住民に公正、中立の立場で行政に携わることであって、個々の職員がどのような思想、信条を持っているかについては関係のないことです。現に市町村長は、政党からの推薦を受けている者もいますし、政治活動もできます。しかし、行政に当たっては、公正、中立な行政を行っているから見なされています。このことから、職員に対し、自宅配送を通達するなど、行政が行うべきではありません。

3点目に、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にかどうかを職員に寄り添って調査、確認してくださいという点についてです。そもそも陳情にあるようなセクハラ、パワハラとは一切関係がありません。市のハラスメント防止規定をもって対応しており、伊勢原市においても、職員からの機関紙の勧誘や購読について、ハラスメントだとして相談された事例はないということも確認をしています。さらに、購読は職員の個人の判断で自主的な行われているものであり、断るのも自由です。日本共産党とは一切無縁です。あたかも圧力で購読させているかのように事実を歪曲することは許されません。

また、陳情者が提出した資料には、川崎市がかつて行った調査結果が引用されています。しかし、この調査そのものが高裁判決の中で、質問項目の中に思想及び良心の自由の保障との関係で限界に近い領域にあるといわざるを得ないものがある。調査を実施すること自体が当否や、より穏当な方法について適切な判断がなされたとは認めがたいところもあるとして、思想、良心の自由の侵害と紙一重にある市の政治的責任を指摘しているものです。行政機関が干渉するのも、個人の思想、信条の自由、内心の自由を侵すもので許されず、こうした政党の政治活動の自由、個人の思想、信条の自由を侵しかねない調査は、絶対に行ってはならないと考えます。当然、議会、議員としてこれを推進するようなことがあれば大きな問題です。

さらに、資料の中には、この間、靈感商法や集団結婚、巨額の献金などの反社会的行為により大きな批判が広がった旧統一教会、勝共連合が実態運営し、関連団体が発行している世界日報が添付されており、旧統一教会との関係に疑念がある陳情を議会として取り上げることは、議会の見識が問われるものとなっていると同時に、特定の政党の政治活動について審議することは、そもそも陳情になじまないといわざるを得ません。

以上の理由からも、また、本陳情はそもそも議会として審議するべきものではなく、採択すべきものでないと考えます。

以上です。

○委員【萩原鉄也議員】 それでは、陳情第7号に対して意見を申し上げます。

公務員、職員の働く環境は、公共の福祉を守るために不可欠なものです。彼らの働く場所である庁舎は公的な施設であり、その中立性、公平性が保たれること

が求められます。

公務員、職員が心理的な圧力を感じているという報告がある場合、それは公務員らの権利や安全が脅かされている可能性を示唆しています。公務員は、公共の福祉のために働く存在であり、彼らの権利を守り、働きやすい環境を提供する、公務員の権利と安全の確保は自治体の責務であると考えます。

さらに、庁舎は公的な施設であるため、市民全体から信頼されるべき場所です。そのため、特定の政治団体や党派の活動は、庁舎内で行われるべきではありません。このような活動は、庁舎の中立性を損なう可能性があります。政治的な表現の自由は、基本的人権として保障されていますが、庁舎内での活動は、中立性を維持するために制限されるべきであると思います。

次に、議員による職員へのパワハラやセクハラは、法律や倫理的に許容されないものです。議員は職員に対して、ある意味、影響力を持つため、その権力を乱用しないような特別な注意が必要です。パワハラなど考えられませんが、もしあるとしたら、ハラスメント行為は、職員の人権を侵害するものであり、徹底した対策が求められます。

あわせて、庁舎内での商業活動は、公的施設の目的や機能を逸脱する可能性がありますので、庁舎内での活動には制限や禁止を設けることが必要です。

以上の点から、公務員、職員が安全に、また、市民が信頼できる環境で働けるような施策の導入や監督が不可欠です。よって、本陳情は不採択すべきであると考えます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手多数。よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前 9 時 4 6 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 5 年 9 月 7 日

総務常任委員会

委員長 安 藤 玄 一